

## 令和 6 年度第 2 回福島県子ども・子育て会議における委員からの意見等への回答・対応

## ◆基本方針〈素案〉への意見・提案等一覧

基本方針〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
【基本方針①】 子ども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります				
<p>子ども・若者は、今を生きる存在であるとともに、未来を担う存在であり、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体、つまり、心身の発達過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。このことを踏まえ、子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。また、子ども・若者が、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。</p> <p>子ども・若者の今とこれからは、その生まれ育った環境によって左右されることなく、一人一人が夢や希望を持つことができるようになるため、子どもの権利条約の精神に則り、思想・信条、人種、民族、国籍、障がいの有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにし、また貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害から子ども・若者を守り、救済します。</p> <p>上記を含め、子どもや若者に関わるすべての施策において、子どもや若者が健やかに成長できるよう、子どもの権利を基盤とした施策を推進します。</p>	1-1	宮内委員	<p>左記文章について、主語～述語間が長いので、文章を区切ってはいかがでしょうか。↓</p> <p>子ども・若者は、今を生きる存在であるとともに、未来を担う存在であり、生まれながらに権利の主体です。心身の発達過程にあっても、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していき、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体となります。このことを踏まえ、子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。また、子ども・若者が、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。</p>	○ご意見のとおり修正します。【子ども未来局】
	1-2	伊藤委員	<p>子供たち自身に選択や決定を促せる社会であるために、対話の場や表現のスキルを子供たち自身が学ばねばならないと思います。</p> <p>その枠組みをどのように作り出すか、また何時迄に作り出すのがとても大きな課題だと感じます。</p>	<p>○演劇や哲学対話による表現活動をとおして、他者を理解する力や自己肯定感、自己表現力を育むコミュニケーション能力育成事業を展開しています。</p> <p>【教育庁】</p> <p>○児童生徒一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を、個別の指導計画を基に自立活動の時間や学校教育活動全体を通して養い、心身の調和的発達の基盤を培ってまいります。【教育庁】</p>
	1-3	鈴木委員	<p>「子ども大綱」「子どもまんなか計画」に対応した基本指針であり、おおむね賛成ですが、</p> <p>&gt;希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう</p> <p>上記文章の意欲の削除を提案します。理由は意欲を持つ事からも排除されている子ども若者の存在が報告されています。体験格差が意欲の格差につながるなどの報告です。意欲に応じてという表現になると上述したような意欲を持つことから排除された対象者は射程に入らない印象となってしまう事を危惧します。後半の文章で、そのようなことはないことは読み取れますが、いっそ意欲を削除する事がよいと考えました。</p>	○ご意見を踏まえて修正します。【子ども未来局】

基本方針〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>【基本方針②】  <b>こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます</b></p>				
<p>こども・若者と対等な目線で、対話しながら、ともに社会課題を解決していき、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。また、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者や子育て当事者等の意見を年齢や発達に応じて尊重し、こども施策に反映させることで、こども施策の質を向上させていきます。</p>	1-4	伊藤委員	こどもの対話とは、想定しているこどもの年代は何歳なのでしょう。	<p>○「こどもの権利条約」においては、18歳未満をこどもと定義しておりますが、こども基本法においては「心身の発達の過程にある者」とされ、年代による明確な区分はされておられません。本計画ではこども大綱に倣い「乳幼児から青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象）」まで幅広く対象に含めたいと考えております。【こども未来局】</p>
	1-5	鈴木委員	<p>&gt;主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。</p> <p>上記の「態度を育みます。」の文章の検討を提案します。自立支援や子ども支援文脈ではパターンリズムを回避する視点が必要と考えます。子ども若者の内心に介入するような施策よりは、参画が可能な地域社会の形成とするのが望ましいと考えます。</p>	<p>○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】</p>
	1-6	近藤委員	<p>確かに少子化は進んでいるが、必ずしも少子化が悪いことではないと思う。それぞれのライフイベントが個人の意思決定に基づくものとはいえ、若い世代に対して「子どもを産まなくてはいけない」という圧がかかっているように感じる。（あくまで私個人の意見になるが、）若者は冷静になり始めたのだと思う。SNSの普及により出産や子育ての苦勞を体験できるようになり、現実を見るようになった結果、出産や育児を選択しない若者が増えたのだと考える。</p> <p>若者と対話し、意見と聞いた結果多くの若者が結婚や出産を選ばなかったとしても、受け入れ、本当の意味で個人を尊重してほしい。</p> <p>ただこれだと本当に少子化は止まらないので、養子制度や里親制度に力を入れることで、親と離れて暮らす子どもが親の温かさを感じ、将来自分が子どもを産みたいと思うかもしれない。また、妊娠した方がいいが育てることができない状況に陥ったり、育児によるストレスから幼児虐待をしてしまう大人も少なくはない。「もうだめかも」と思ったときに逃げることができる場所を作りそれを「認知」させることで一人でも多くの子どもが幸せになることができるのではないかと。</p>	<p>○ご意見いただきましたとおり、結婚や出産はあくまでも個人の自由な意思決定に基づくものでありますので、少子化対策は若い世代に結婚や出産を強制するものであってはなりません、結婚や出産を望みながらも、ご指摘いただきました出産や子育ての苦勞をはじめ、さまざまな要因からあきらめてしまう方を対象に、その要因を取り除くよう支援していくことが原則となります。この原則に沿って取組を進めつつ、一方で若い世代が結婚や出産を選択しなかったとしても、その選択が非難されることなく尊重されるよう配慮しながら少子化対策を進めてまいります。</p> <p>また「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」により、両親のような夫婦関係をうらやましく思っていた経験が、後の結婚への希望につながっていることを示唆する結果が出ました。また、「こどもまんなかアンケート」において、家族に愛されていることがこどもの幸福感と関係していることも示唆されております。このことから、家族がまるごと幸せであること、そして家族の幸せを社会全体で支えていく、応援していくことが、結果として長期的な少子化対策となっていくものと考えております。【こども未来局】</p> <p>○今年度から多くの市町村でこども家庭センターが設置され、妊娠届の際に面接を行い、必要なケースについては継続的に支援を行っております。そのような中で、子育てが難しい場合には、どのような方法があるか提示したり、寄り添いながらこどもを安全に養育できるように支援を行うなど、一人で悩まないように関係機関と連携しながら支援を行っております。【こども未来局】</p> <p>○里親制度の中では、週末里親として施設等で生活する児童が決まった期間を里親家庭で過ごす仕組みがあります。【こども未来局】</p> <p>○育児によるストレスへの対応のひとつとして、子育て短期支援事業の短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の利用が可能です。【こども未来局】</p>

基本方針〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>【基本方針③】  <b>こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます</b></p>				
<p>こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その時期には個人差があることに留意しつつ、それぞれのこども・若者の発達等の状況に応じて、その健やかな成長が図られるよう、良好な教育、医療、雇用等の社会環境を整備します。</p> <p>また、こどもの成育過程において、心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重し、各ライフステージにおいて生じる心身の健康問題等に対応する成育医療等の提供を推進します。</p>	1-7	伊藤委員	<p>居場所の創出が課題のように感じます。都市部の環境とそれ以外での環境では、情報を得られる環境・安心して勉強できる環境に大きく差があります。子の成長に合わせた導ける存在である、保護者や親世代の教育も併せて重要。</p>	<p>○各地区のPTA連合会を対象に講座を行い、親の学び・家庭での実践活動を支援いたします。PTA連合会の課題に沿った講座はもとより、現代的課題や地域の課題を洗い出し、より質の高い研修になるようにします。【教育庁】</p>
<p>「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、安心してこどもを生み、育てることができる環境の整備を進めていきます。</p> <p>また、子育て当事者が、こどもを生み、育てることを経済的理由で諦めることなく、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持ち、身近な場所でサポートを受けこどもを育てながら、人生の幅を狭めずに夢を追いかけることができるよう取り組みます。</p> <p>さらに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合い、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会全体で子育て当事者を切れ目なく支えていきます。</p>	1-8	近藤委員	<p>経済的理由で子どもを産むことを諦める人は、多いと思う。昔と今では明らかに物価が上がっている。何より自分自身が、両親が自分を一人前に育ててくれた過程を考えると今の経済状況から自分一人が生きていくことも不安なのに結婚や子育てをすることは自分にはできないと思ってしまう。物価高騰は県内だけではなく、全国的に問題になっていて、地方自治でどうにかできない問題ではないかもしれないが、だからこそ、福島県が先陣を切って政策に取り組む覚悟があっても良いのではないかと考える。</p> <p>人口が減少した分、今まで充てることができなかった分野（基本方針②に挙げた養子制度や里親制度）に予算を充てることを検討してみしてほしい。</p>	<p>○「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」においても、こどもを持ちたくない、または理想とする数のこどもが持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を5割の方が選んでおり、特に「学校教育費」を重い負担として捉えているという結果が出ております。こうした結果をしっかりと受け止め、結婚・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減を図る取組を計画に盛り込み、対策を進めてまいります。【こども未来局】</p>



基本方針〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
	1-11	木村委員	<p>・（不登校、引きこもり、孤独、孤立は）支援員（心理士、元教育者、民生員、看護師）等多く派遣し、早急の対応が必要な事態になっている。</p>	<p>○ひきこもり対策として、引き続き、県が運営する「ひきこもり相談支援センター」において、専門的な知識を持ったコーディネーター等が、一人ひとりの状況に応じた支援を行ってまいります。【こども未来局】</p> <p>○不登校児童生徒を支援する人材の増員の必要性は承知しており、校内教育支援センターへの教員配置増員や、教育支援センターの設置がない市町村への学習サポーターの派遣など、県教育委員会として支援に関わる人事面での措置を行っています。また、登校が難しい児童生徒に対して、不登校児童生徒支援センターにおいてオンラインによる支援を実施しています。【教育庁】</p> <p>○不登校、引きこもり、孤独、孤立は地域・福祉・教育に関わる関係機関がチームとして連携・支援することが大切であり、連携を後押しするような支援に取り組めます。【教育庁】</p>
	1-12	木村委員	<p>・「保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援するとともに、できる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、安定的、継続的な養育を提供します。」</p> <p>↑福島県に養護施設の数が少ないのではないかと？</p>	<p>○令和5年度末時点で、県内の児童養護施設に入所している児童は256名となっており、児童養護施設全体の定員（332名/暫定定員を加味しない）に対して約77.1%となっております。</p> <p>実際には、定員に空きがあっても職員体制や児童の構成によりスムーズな入所が難しい場合もあります。ファミリーホームや里親家庭などにより家庭的な環境を含め、社会的養護を必要とするこどもたちに養育環境を確保できるよう取り組んでいます。【こども未来局】</p>
	1-13	伊藤委員	<p>親の世代の違いにより子に与えられる環境が変化しています。</p> <p>30代から以上の出産子育ての環境では、子育てと親の介護も両立の存在も大きなハードルとなって存在します。</p> <p>子と親の関係性の中に祖父母の存在も在るとの想定も必要だと思えます。</p>	<p>○家庭における介護の負担軽減のための取組を進めるため、市町村の家族介護支援事業や地域包括支援センターの総合相談支援機能等の活用、それらの連携を通じて、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて支えていく取組を支援します。【保健福祉部】</p> <p>○祖父母がケアの対象である場合には、その世帯におけるこどもが祖父母のケアを担う場合があります。こどもの状況について、家庭の外にいる周囲の大人が意識して見守ることが、こどもへの支援に繋がると考えられます。【こども未来局】</p>
	1-14	古関委員	<p>ひとり親家庭の貧困の状況は本当に様々で、あるいは、ひとり親家庭でも裕福な家庭はあり、その背景には、実家からの援助が受けられたり、実家が裕福であったりと様々です。なので、それぞれのひとり親家庭の具体的把握し、緊急性の有無を早期に把握されていかれることを願います。</p>	<p>○毎年8月に実施している現況届の受付の際に、市町村で家庭の状況を聞き取り、必要な支援につなげられるよう取り組んでいるところです。</p> <p>また、今年度は児童扶養手当受給者からの抽出により、「ひとり親家庭実態調査」を実施し、ひとり親家庭の状況の把握に努めたところです。</p> <p>引き続き、各保健福祉事務所等に母子父子自立支援員を配置し、各種相談に対応するとともに、市町村と連携してまいります。【こども未来局】</p>

基本方針〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
	1-15	近藤委員	<p>ぜひ、この方針の中で「子育て世代」の意見をしっかり取り入れて政策を行ってほしい。多くの子どもが生活の中で多く関わるのが両親である。よく、子どもは親を見て育つというのがその通りだと感じる。親が楽しく生活していれば、自然と子どもも楽しく生活することができると思う。これは逆もまた然りであり、身近な大人がイライラした雰囲気を出していると子どもは悲しい気持ちになると思う。もちろん、未来を担う存在である子どもを核に考えることは重要だが、子どものそばにいる大人をも核にして考えることがカギとなるのではないかと考える。</p> <p>また、妊娠した方がいいが育てることができない状況に陥ったり、育児によるストレスから幼児虐待をしてしまう大人も少なくはない。「もうだめかも」と思ったときに逃げることができる場所を作りそれを「認知」させることで一人でも多くの子どもが幸せになることができるのではないかと考える。</p>	<p>○本計画の策定に当たり「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」により、子育て世代にあたる年代（20～49歳）の方、そして実際に子育てされている方の声を収集したところですが、こどもが幸せに育っているという認識が、親自身の幸せにもつながっていること、そして「こどもまんなかアンケート」でも、こどもにとって家や家族が心地の良い場所であり、また親から愛されているという実感が自身の幸福感につながっていることが示唆されており、このことから、こどもと親の幸せのためには、どちらか一方だけではなく、親子相互が愛情をもって家庭を築いていくことが重要であり、そのことを、計画の理念に掲げた「家族まるごと」の標語で表現しているところ。【こども未来局】</p> <p>○今年度から多くの市町村でこども家庭センターが設置され、妊娠届の際に面接を行い、必要なケースについては継続的に支援を行っております。そのような中で、子育てが難しい場合には、どのような方法があるか提示したり、寄り添いながら子どもを安全に養育できるように支援を行うなど、一人で悩まないように関係機関と連携しながら支援を行っております。【こども未来局】</p>
<p>【基本方針⑤】 それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組みます</p>				
<p>若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、将来の見通しを持てるようにします。</p> <p>結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことを少子化対策の基本とします。</p> <p>また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援するため共働き・子育てを推進し、男女ともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ、相互に協力しながら子育てをすることができる、それを職場が応援し、地域社会全体で支えていけるよう取り組みます。</p>	1-16	木村委員	<p>共働き・子育ての推進は、どのくらいまで進んでいるのか疑問に思う。</p> <p>実際、当園の共働き世帯は、園児の6割を締めている。出産の際、産休と共に育児休暇を長く取る母親は増えているが、父親の育児休暇取得率はほとんどない。</p> <p>以前、両親共に育児休暇を取っているにもかかわらず、毎日上の子は朝早くから夜遅くまで保育園に預けているケースがあった。</p> <p>家庭の事情もあると思うが、素案の（女ともに、こどもと過ごす時間をつくること）（父親の育児休暇取得数）は実際現実的ではないと思われる。</p>	<p>○男性の家事・育児への参画を促進するため、「新米パパ家事育児の取扱説明書」や、家事分担の現状と理想について家族で話し合うための「家事・育児シェアシート」を作成するとともに、職場や家庭、地域における固定的な役割分担意識を変えるため、シンポジウム等を開催するほか、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を促すための情報発信を行うなど、県民の皆様の理解促進に向けた取組を引き続き進めてまいります。【生活環境部】</p> <p>○ご指摘いただきましたとおり、共働き世帯の増加に伴い、親がこどもと過ごす時間は十分に確保できているとは言い難いと考えます。一方で「こどもまんなかアンケート」では、家族とともに過ごす時間が十分にあることが、こどもの幸福感に影響していることが示唆されておりますので、こどもまんなか社会実現のため、労働環境の改善や育休取得の促進など、関係機関と連携し、家族との時間をつくるための取組を進めてまいりたいと考えております。【こども未来局】</p> <p>○育児によるストレスへの対応のひとつとして、子育て短期支援事業の短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の利用が考えられます。【こども未来局】</p>

基本方針〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>【基本方針⑥】 県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できるよう、地域社会全体で子育てを支援します</p>				
<p>こどもの養育については家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うことが重要であり、子育ての基盤となる家庭が円満となって、保護者が深い愛情をもって子どもを健やかに育てられるよう、こどもの養育に関し十分な支援を行います。</p> <p>さらに、地域で子ども・若者や子育て支援に取り組む団体や企業、地域社会、子育てに直接関わっていない方々も含めた県民ひとりひとりが、相互に連携・協力して、子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら心身ともに健やかに育つよう、地域社会が一体となって子育てを支援していきます。</p>	1-17	古渡委員	<p>?はたして子と家庭が置かれている現状 子育てをあまりにも女性そして家族に押し付けてきた30年、家庭の孤立、子育ての孤立など、今日の家庭と地域社会との関係は、「閉じたままその時々々の個々のニーズに応じてつながる」という状況である。 基本方針⑥で「地域社会全体で子育てを支援します」なのか。「地域社会全体で子育てを推進します。」では大きく意味が異なる感じています。 「福島県として子育ての社会化を推進」を意見として要望いたします。</p> <p>参考文献 太成学院大学紀要 論文 第18巻(通号35号) pp.83-88 「子育ての社会化」と子どもの育ち 山本由紀子 論文 <a href="https://search.app/6W7bw7as5AvMb61o8">https://search.app/6W7bw7as5AvMb61o8</a></p>	<p>○社会における保育サービスの充実という視点（子育ての社会化）も重要ですが、本方針は、子育てのベースは、「家庭における養育」であり、その家庭を様々な取組を通じて社会全体で幅広く「支える、応援する」という意図であることから、原案どおりとさせていただきます。【こども未来局】</p>
	1-18	伊藤委員	<p>地域や社会の伝統の継承活動や、震災原発事故に伴う様々な困難について、親子共に学びを深めて福島の実情を知り郷土愛を育むことが必要です。</p>	<p>○「放課後子供教室」では、地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動を支援しています。 【教育庁】 ○生徒の地域貢献の活動を推進し、福島県とのつながりを持ち続ける仕組みを構築するため、ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業において、地域課題探究活動を充実させ、郷土理解を促し、地方創生への当事者意識を持たせる支援を行っています。【教育庁】</p>
	1-19	鈴木委員	<p>&gt;こどもの養育については家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下（中略）…保護者が深い愛情をもって子どもを健やかに育てられるよう、こどもの養育に関し十分な支援を行います。</p> <p>法律にも記載されている文章の引用かと思います。上記の文章については法の制定過程でも議論があったと聞きます。文章全体からは地域で子育てすることが書かれているとも読めますが、読み手によって、前半部分は家族責任を問う印象を持たれるかと思います。県としては、家族責任を抑え、地域包摂の前に打ち出す基本方針はいかがでしょうか？具体的には家族の一義的な責任を文章から削除し、文章後半の地域社会が一体となって子育てを応援する云々を厚くすることを提案します。</p>	<p>○ご意見を踏まえ表現を工夫いたします。 なお「保護者が第一義的責任を有する」ことはこどもの権利条約にも掲げられるこどもの権利のひとつであり、また同条約において、国や地方自治体はその責任の遂行に当たって必要な援助を与えるものとされていることから、その原則を確認する意味からも残す方針といたします。【こども未来局】</p>
	1-20	宗形委員	<p>後半部分：「相互に連携・協力して」の前に以前と変わってきた子供を取り巻く環境や子育てについての現状を理解することがまず必要であるように思います。</p>	<p>○ご意見を踏まえて加筆・修正を検討いたします。【こども未来局】</p>

基本方針〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
★基本方針全体を通して				
—	1-21	古渡委員	<p>基本指針（素案）①から⑥、また基本的政策（素案）を総括して。</p> <p>各部局からの提案を精査させて頂きました。福島県の未来のため、この素晴らしい子供たちの政策を実現して頂きたい。</p> <p>実現するための課題として、福島県としての司令塔は、どの部局が担当し、権限や企画そして予算など様々な課題をクリアにする組織改革が必要に感じています。また、県の各部局との連携がかなり重要な事から、従来の縦割り行政では進まないと思います。</p> <p>提案</p> <p>私案ですが縦割り行政を打破するために、各部局から担当者の併任発令にて職員執行していただき、行政チームを設置、司令塔が采配し行政間の壁を横ぐしし課題解決をしていく「こども行政改革チーム」を設置してはいかがでしょうか！</p> <p>また「こどもまんなかプラン」は従来の子育て会議よりかなり政策が多岐にわたることから実務的に官・有識者・当事者・現場の意見を吸い上げる部門ごとの部会の設置が必要と思います。</p>	<p>○県の子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、現在、知事を本部長とする「福島県子育て支援推進本部」が庁内に設置されており、各部局との連携を図っております。【こども未来局】</p>